

松が丘地内防火水槽撤去資料

○総務省消防庁 消防水利の基準（抜粋）

第四条 消防水利は、市街地（消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第二条第一号に規定する市街地をいう。以下本条において同じ。）又は準市街地（消防力の整備指針第二条第二号に規定する準市街地をいう。以下本条において同じ。）の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、別表に掲げる数値以下となるように設けなければならない。

別表（第4条関係）

用途地域	平均風速	年間平均風速が四メートル 毎秒未満のもの	年間平均風速が四メートル 毎秒以上のもの
近隣商業地域		100 m	80 m
商業地域			
工業地域			
工業専用地域			
その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域		120 m	100 m

○撤去予定防火水槽付近水利状況図（第一種低層住居専用地域）

